琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係 軍用地問題（視察・報告・調査資料）(1)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2019-02-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648

原水協化学班（核と米軍沖縄基地）

アメリカ局長
参事官
~~参事官~~
北米オ一課長

秘密標記（赤色）
秘

第 84 号
昭和 46 年 2 月 17 日

外務大臣殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
原水協資料（米軍の核兵器使用の危険性と背景・沖縄の米軍基地の動について）

引用公・電信
日付・番号

2月13日付タイムス朝刊は「基地にわかに活発（原水禁が報告）」と報じあるところ、16日原水協より入手せる標記資料6部別添送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（音）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

要処理
首席事務官
総務
沖縄
[illegible]調査
[illegible]業
[illegible]空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

文書課受信簿 46.2.19 受付

GA-3-1
在外公館

秘

一九七一年二月十一日

米軍の核兵器使用の危険性と背景

沖縄の米軍基地の動について

報告書

原水爆禁止沖縄県協議会

最近大きな不安と話題となつている〝アメリカはベトナムで核を使うのではないか〟について

昨年八月以来平和へのきざしをみせてきた、インドシナ情勢は、昨年十一月に行なわれた北爆再開、カンボジア戦の激化、更に去る一月二十七日のプノンペン空港の奇襲によつて、戦況はインドシナ全域に拡大され、再び危険な方向をたどりつゝあります。

そのような情勢のなかで〝アメリカはベトナムで核兵器をつかうのではないか〟という声が高まつてきていますが、その真意性について、本会が各方面から得た情報や資料の一部をもつて、その背影となつている問題を究明して、原水禁運動の一助にしたいと思います。

一、現在ニクソン。ドクトリンの発動ということで、ベトナムからの米軍撤退が大きく宣伝されていますが、それはあくまで陸軍であつて、海兵、海軍、空軍は現地支援体制をくずしていない。
それら陸軍の大部分と海兵一部の撤退と併せて現地在米軍は一部地域に集結しつゝある、これはいざというときに逃げられる体制を備えつゝあるという。（国際問題評論家鶴谷氏）
この核使用体制と思わせるのは、
アメリカで有名な核使用論者カーチス。ルメー将軍がいつた、核使用の際のベトナムにおける条件として、①ベトナムに米軍人がいなくなること　②人質がいないこと、の条件を裏付ける体制をとりつゝある。

一、ベトナム情勢がアメリカにとつて不利に悪化すればするほど、米軍の核兵器使用の可能性は強くなる。このことは、ニクソン大統領もアメリカ史上初の敗戦大統領になりたくない。
現にシアヌーク勢力が強まり、アメリカは窮地に追い込まれ、国民の間にカンボジア戦況を正直に公表できない窮地にあること。

一、共和党の大蔵領候補だつた、ゴールド。ウオーター氏が一九六三年以来〝ベトナムに原爆を叩きこもう〟という暴論をしていること。

一、前国務省官吏（現政治問題研究所長）リチャード。バネット氏が昨年八月のCND機関紙に〝アメリカはベトナム戦争で核兵器を使用するのではないか〟との論文を載せてある。
この論文内に、アメリカは、一九六八年に五、五〇〇発以上の核兵器を東南アジアに配置してあるということ。

一、フレデリック。スミス将軍が一九六〇年に発表した「核兵器と限定戦争」に局地戦争において核兵器をうまく使えば、最少の費用で最大の勝利の可能性を得ることのみならず、核兵器を使うことなしには、多くの地域で勝利する可能性はほとんどないことを明らかにし、詳細的な地域の一つとしてベトナムがあげられていること。

一、一九五五年三月十七日、ニクソン大統領（当時副大統領）はシカゴの経営者会議で〝戦術核兵器は、今や通常兵器であり、いかなる侵略勢力の軍事目標に向つても用いられるもので、太平洋における我国の砲兵、戦術作戦をとる空軍は今や原子爆弾をとりつけ、有効に軍事目標に向つて攻撃できるようになつている〟と述べていること。

一、一九七〇年五月八日、ニクソン大統領は記者会見で小刻みのエスカレーションの時代は終つた、もし敵が大きな動きに出れば別の手段があることをほのめかし、カンボジア進攻を、決定的な前進であると弁解していること。

一、世界的に権威ある「フォーリン。アフェアーズ」誌の一九七一年一月号にアメリカの政策研究所のアール。G。ラベナル氏（一九七〇年まで米国防省アジア局長）が載せた論文の中に〝アメリカがニクソン。ドクトリンにしたがつて、アジア諸国の防衛の約束をあくまで放棄しないとすれば、われわれは一敗地にまみれるか、それとも、それがいやなら核兵器に訴える方向に傾かざるをえない〟としていること。

一、一九五三年のディエンビエンフーの戦いで、（ハゲタカ作戦オペレーション。バルチャー）アメリカはフランスの要請で核兵器を使おうとしたこと、そのときの使用説強調者がニクソン大統領（当時副大統領）であること。

一、ニクソン大統領は、ヒットラーと同じ軍事的ニヒリストといわれ「敗北するぐらいなら核兵器に」走りやすい体質であり、インドシナでの米軍は軍事的限界に達していて核使用の公算はきわめて大であること。
（軍事評論家高橋氏）

一、一九六八年のケサン攻防戦のときアメリカは核を使おうとした、かくせない時説があること。

一、一九七〇年四月二〇日、ニクソン大統領報告で「私は情勢に対応するため強力かつ有効な措置をとることをためらわないだろう」「指揮下にあるいかなる兵器をも使用するだろう」という報告をしていること。

一、ベトナムに関するストックホルム会議のバーチイル。バンストロム氏（スエーデン）や平和と軍縮のための国際連合のベギーダフ氏（イギリス）のように軍事的国際情勢に詳しい人々も一九七〇年五月には〝アメリカはベトナムで核兵器を使うだろう〟と論評しており、それも、一九七一年早くになることをほのめかしている。

一、一九七一年二月八日、米上院議員マンスフィールド氏は今度の進攻戦で失敗したらきわめて重大な事態になるだろうと指摘し、フルブライト外交委員長も失敗したら同盟軍司令官に北ベトナム進入の気運を起こさせるかも知れない危険な作戦だと述べ、ハンフリー議員もこの進攻は戦争の縮小ではなく、拡大であると指摘、ジャビッツ議員は、今や情勢は新らしいインドシナ戦争にまき込まれる危険に米国はさらされている、というように米軍の今度のカンボジア進攻作戦の危険を強調していること。

一、米下院軍事委員会のリバース議長が〃ベトナム戦に早くメドをつけるため、核兵器を使え〃と発言していること。

一、ベトナムにおける偉大な予言者、グエン・ビン・キエム氏は〃やがて、戦争の終りにサイゴン地域に大爆発が起り、それでこの地域は海底に没する〃という、この大爆発は核兵器の使用をさしているということ。

一、以上のような情勢の他に核兵器使用に関連した問題がありますが、そのような情勢のなかで、軍事評論家の小山内宏氏は、〃いま、ベトナムの米地上軍は撤退を続けていて、白人も少なくなつているので、いまなら核兵器が使えるし、その気運が濃厚だ〃と論評していること。

限定核兵器は沖縄に配置されているが、すでにベトナムにも用意されている、このことは、一九六四年に米軍が発表したことである。（小山内宏氏）

一、核兵器が使用されるとしたらどのような種類か。

△デービー・クロケット（海兵・陸軍）射程距離三千メートル、一発で半径五百メートルに被害を与える。

△一五五ー二〇四ミリ榴弾砲（海兵、陸軍）射程距離一万六千メートルで広島・長崎に投下された原爆の約半分の威力。

△その他、航空機から投下されるサイド・ワインダーハウンド・ドックのような局地用核兵器が使用されるのではないか？

一、米軍のベトナム事情専門家、ググラス・バイク氏はハノイではないかといつていること。核兵器が使用される地域を、ホーチ・ミン・ルートと

一、ホーチ・ミン・ルートや山岳地帯に核を使用してもあまり効果をあげないので、北ベトナムの首都であるハノイで使用するのではないか。（小山内宏氏）

米軍が若し核兵器を使用するとしたら
それを防止出来るのは人類の反対斗争のみ

以上のように米軍の核兵器使用の可能性は高まる一方であるといえる。

アメリカが若し、核兵器を一発でも使用した場合、それは世界大戦を誘発する可能性すら十分に含んでいる以上、ニクソン大統領が正常な思考力をもつた大統領なら人類破滅の赤いボタンをそうたやすく押すはずはないと考えられるが、人間は狂人性という異常も起きることが予想されることであり、予談は許されない深刻な情勢といえよう。まして、米国の核基地沖縄という世界的な宿命を背負い、日夜核をまくらに寝起きしているわれわれには信じたくないことである。

そのような危機から脱する道は、アメリカ国民をはじめ、全世界の人類の原水爆禁止への世論と斗いであるといえる。

それ以外に若しアメリカが核兵器を使用するとした場合の防止策はないのではないでしようか。

今や核兵器問題も他人ごとではなく、いよいよわれわれの身の上におそいかかつていることを忘れてはならない。

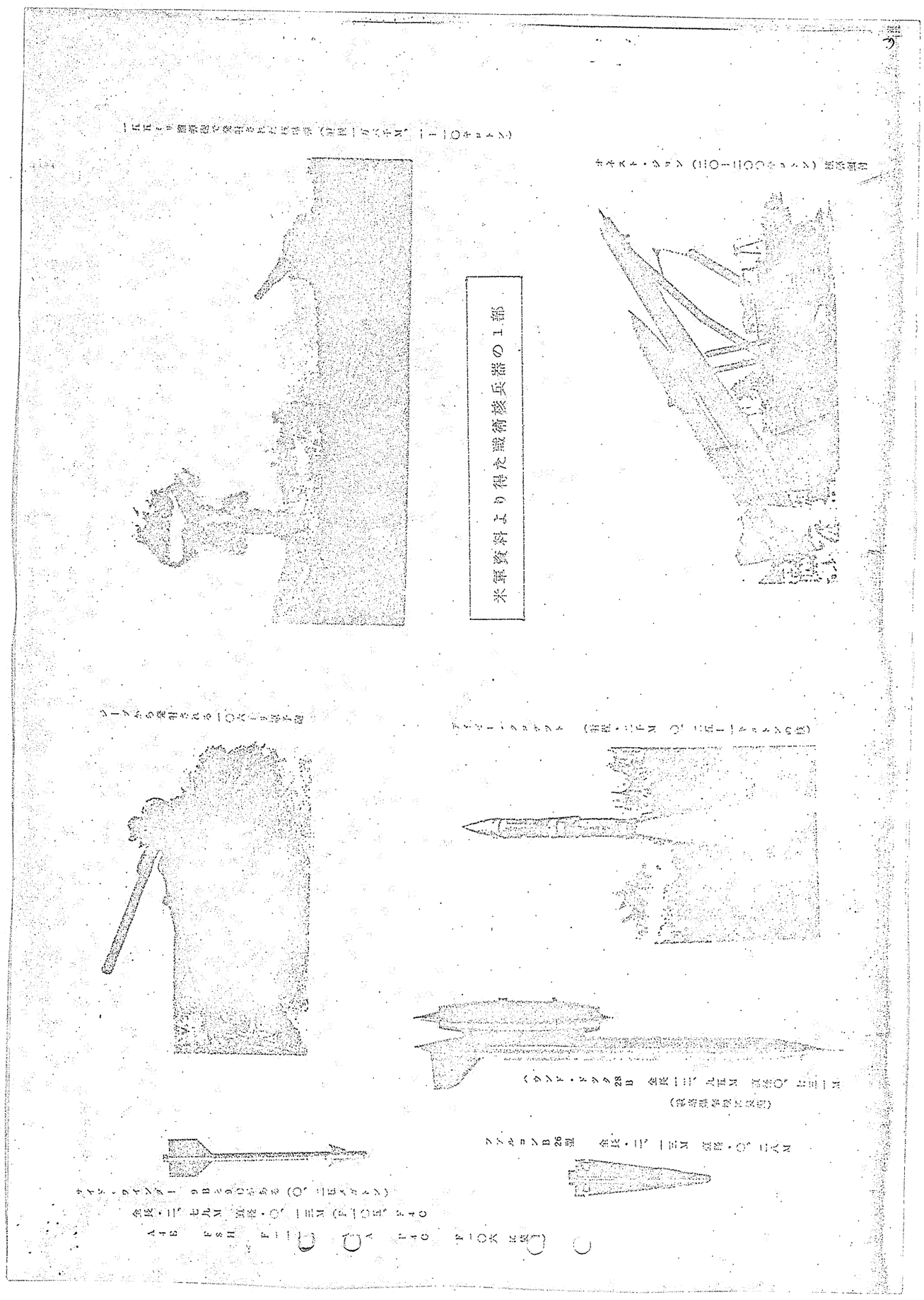

米軍資料より得た戦術核兵器の一部

一、金武の海兵隊用物資集積所新設工事について

金武村に在る結核療養所前に、一九六八年に海兵隊のLST用突堤が建設されましたが、（レッド・ビーチ）最近では、その突堤の利用度が急激に増え、海兵隊用の軍事物資の陸揚げや積出しが目立ち、LSTに限らず、大型輸送船の寄港もひんぱんになつています。

そのような情況で、今度はその突堤を中心に付近沿岸を利用して物資集積所と思われる工事が進められている。

（現場組請負いで球建設が工事に当つている）

一方、金武在のキャンプ。ハンセン内では修理工場の新設と改修工事や兵舎の新設、倉庫の新設と改修工事が行なわれており、知花弾薬貯蔵地域からヘリコプターやトレーラーによつて、このキャンプ内に移送される物資も最近では目立つており、海兵隊キャンプの強化がうかがえる。

アメリカ海兵隊司令官、チャツブマン大将の発言を裏付けるように、七二年の沖縄返還後も海兵隊基地は強化されても縮小されることはないということが事実的に表われてきたといえる。

一、大浦湾を利用しての軍事物資の陸揚げと積出し

これまで大浦湾を利用して軍事物資の陸揚げや積出しは目立つ程ではなかつたが、昨年暮れからその動きが目立つている。

そこでは物資だけでなく海兵隊員の出入も行なわれていて、地域住民の目を避けるかの如く昼間は沖に出てヘリコプターを使用し、夜間は湾内に入つて母船から舟艇、水陸両用トラックを使用して行なわれている。

このように、これまでは那覇軍港、ホワイト・ビーチを使用してきた海兵隊も、最近では独自の突堤やその他の方法を利用して、これまで以上の物資取扱や兵員取扱いをしていることが、われわれの目のとどかないところで行なわれている。

一、辺野古弾薬貯蔵地域への物資運び込みの増強

最近、辺野古の十三号線沿に在る陸海軍弾薬貯蔵地域に運び込まれる物資（弾薬と思われる）の量が目立つて増えている。また、それらと併せて、一部情報によると、沖縄に在つた古い物資を持出して、新らしい物資（特に重要物資）が多量に持ち込まれるという。

一、本部飛行場の増強と訓練の激化

昨年以来、上本部村に在る海兵隊のヘリコプター訓練飛行場は解放するという動きがありましたが、そのような声とはうらはらに同飛行場の滑走路が補強され、最近ではヘリコプターによる訓練がひんぱんに行なわれており、自衛隊の沖縄配備とも併せてその飛行場の利用度は高くなるものと思われ、それとともに施設の強化もはかられていくものと思われる。

一、軍用道路の補強工事

最近、軍用道路の補強工事が目立つています。

それは一面われわれ住民にとつてもよいことではありますが、その補強工事の裏にある、米軍の使用度合ということを考えなければならない。

その工事も米軍が絶対必要とし、更に危険物の輸送に主に使用されている道路であることに注意しなければならない。

このことは、米軍が恒久的に沖縄に居座し、沖縄の道路をより強力な軍事物資を輸送することを前提とした工事といえるので安易に見ることは危険につながるといえる。

一、その他、登川に在つたキャンプ・キンザーがキャンプ・シェールドと名称を改め兵員増強をはかり、これまで民間人が請負つていた軍工事も、その部隊員が着手するようになり、住民請負業者の仕事に横やりを指してきている。

このように、軍事基地に関する工事も軍人がやるようになり、どこで、どのように基地が変つていこうと、われわれには予想もつかない方向へと動いていることに注目せねばならない。

一、原子力潜水艦の沖縄寄港について

那覇港内が原子力潜水艦によつてコバルト60で汚染され、沖縄の漁民をはじめ県民に放射能の恐怖を与えてきた米軍は、その補償の責任を放棄し、原潜の寄港をホワイト・ビーチに向けていきますが、一九六八年には九回、一九六九年にも九回、一九七〇年には十五回、と急に寄港が増え、今年に入つて二ヶ月足らずですでに三回と四隻という原潜の寄港が目立つてきています。

原潜寄港が那覇港からホワイト・ビーチに集中されたことで、一様都市地区からは離れたとしてもその船舶そのものが装備している核兵器や放射能汚染ということには沖縄のいづれの港であろうと変りないことであり、よほど危険視せねばならない。

この原潜による海水汚染と中城湾を中心とした大事業による公害問題も含めて、今後、複雑で大きな被害の出ることが予想されるので、原潜問題は今後十分検討して斗つていかねばならない。

⑥

秘密標記（赤色）

秘

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

第 578 号

昭和 46 年 9 月 30 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
沖縄原小協（社党系）作成の諸資料（送付）

引用公・電信
日付・番号

標記資料1部別添送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
1 査
カナダ
局庶務

本書課受信班 46.10.1 受付

GA—3—1

在外公館

2638

基地調査報告

1971年8月26日

原水協

目的

沖縄における米軍の動向と活動、そして軍用地関係の現地調査の一環として、問題視されていた伊江島を現地の協力を得て行なうことにした。

一、航空機の射爆演習について

一九七一年四月末までは、嘉手納基地を根拠にした第三一三空軍師団、第十八戦術航空団第十二戦術戦斗機中隊所属のリパブリックF一〇五サンダーチーフ（天候戦斗爆撃機）が伊江島射爆場を唯一の演習場として毎日一機程度をもつて射爆演習を行なつてきたが、今年五月まで横田基地に駐留していた第三四七戦術戦斗航空団のF四Eファントム三個中隊（一個中隊は十二機）が嘉手納基地に移駐してきたため、伊江島における演習もこれまでより頻ぱんに行なわれるようになり、演習機数もこれまでの単独演習から完全な戦斗攻撃体制の四機に増機され、戦術空軍の主任務である飛行機操作による非核爆撃空中戦、核爆撃戦の演習を土、日曜日を除いて連日猛烈に行なつている。

伊江島における演習は対地攻撃演習が主であり、使用されている兵器は確認されているだけでも次のものがある。

第一に戦術戦斗機が装備し得る全兵器による演習であることを確認することができた。

◎ その一つはGEM61バルカン砲（新型で六連砲身）による二〇ミリのMM一〇三銃弾を使用した実弾射撃演習が行なわれている。（そのバルカン砲は一秒間に一〇〇発を発射する能力をもっている。

◎ 一つは人員殺傷用の破片爆弾、ボール爆弾、ナパーム弾、徹甲弾、焼夷弾等のモギ爆弾が使用されており、それらの現物構造からしてVT信管付のものと思われる。

◎ LAU－10、RL－一六の発射ランチャーを使用して三三七ミリロケット弾（対人用破片弾）
五〇ミリロケット弾（〃）
六八ミリロケット弾（徹甲弾で火箭信管）
が使用されている。

◎ パラシュート式制動爆弾　マトラ四〇〇の改造型も使用されている。

◎ 特に注意せねばならないのは戦術空軍の特任である核爆撃戦演習が行なわれていることである。

それには空対空ミサイル、ブルパップのモギ爆弾を使用している（この演習は、これまで伊豆大島のR－一二演習場を使用していた）

以上の演習は戦術空軍演習の課程である、一週間に十八～二〇時間は非核演習、一週間に五～七時間は核演習週二時間は対空演習という課程の中で実戦同様に行なわれている、といえる。

また、一ケ月に一回程度でベトナム、韓国、タイ軍もその実戦演習研修のために姿を見せているという。

二、自衛隊との共同使用

七二年沖縄返還によって自衛隊の沖縄配備も露骨に表面化しているが、

航空自衛隊もF86－F104更に　米軍のF4Eと同機種のF4EJを装備する段階に来ていることと、アメリカとの共同作戦下にある自衛隊、またアジアにおける相互防衛という軍事的条約機構のなかでいずれ沖縄基地を米軍から肩代りする体制にある自衛隊が米軍とともに伊江島の演習場を使用することは必至であるといえる。

この演習も現在の米軍が行なっているのと同様な課程で、非核戦、核爆撃戦、対空戦同様の演習になるものと思われる。

去った二〇日にも施設庁による現地調査が行なわれていること等は自衛隊が使用するという前兆であるといえる。

三、軍用地問題

米軍は実際使用する地域を残して他は次々解放しているが、米軍の演習が激化しているなかでそれらの地域での農耕人に対する危険性というのはつのる一方で土地は解放されても危険からは解放されていないというのが現実である。

また、米軍は陸地の軍用地を縮小し、演習範囲を海面に広げていっているが、それらの海面での操業も危険をともなうため完全に不可能になっている。

特に伊江島飛行場を中心にして行なつている重量物投下演習でキビや農作物にも被害が出ていることと

◎ 約一〇万坪に及ぶ軍用地でもない土地が投下演習地域に使用されている

◎ これらの軍用地の縮小で近日中にも解放予定地があるが復元するには余程の資金が必要とされる地域である。これらの地域も農耕地として復元すれば良い土地とされている地域ですが、米軍が支払っている軍用地料は年間一坪わずか二仙八厘しか支払っていないという状態である。

四、原因不明の死魚について

これまで名護市の大浦湾内で三〇～六〇Kの深海魚が半死状態で捕獲されて問題視されてきていますが、伊江島近海でも三〇～五〇K程度のメバル、ニーバイ、アカジンが半死又は死魚として発見され漁民に大きなショックを与えている。

以上のように離島伊江島だけでも幾多の問題をかかえており、七二年復帰をひかえての諸問題は深刻なものであるため、各地域でかかえている諸問題を十分把握し、それらの地域に相応する運動を強力にすすめていかない限り沖縄返還にともなう県民のひづみは深くなる一方である、したがって各地域の問題点を早急に調査し、その実情を表面化していく必要がある。

沖縄のキキを訴える県民よだんけつせよ!!

反戦平和を守るため、沖縄の完全復帰実現、平和で豊かな沖縄をとりもどすために百万県民にとって今が一大事の時であることを警告します。

恒久平和を築き上げることを一人びとりが自からの心に再確認して、沖縄戦において尊い犠牲となられた御霊に対して、「あなたがたの犠牲はけっして無駄にはいたしません。必ず平和の郷土を築きます」と、誓い、勇気ある団結と連帯の行動を起こすよう訴えます。

現在沖縄の歴史上八十年来の旱魃という天変の起きていることはまさに天のくだせる警告にほかなりません。衆生（人民）は総てが平和を求めております。

法華経寿量品に「我が此の土は安穏にして天人常にじゅう満せり　宝樹華果多くして　衆生の遊楽するところなり」　以上経文

平和で豊かな沖縄とは、このような理想なところでなければなりません。

そのためには先ず次のことを団結の力で勝たねばなりません。

一、毒ガス兵器の即時・安全・克つ完全撤去と、一切の損害賠償をアメリカは直ちに行なうよう要求する。

一、自衛隊の沖縄配備に反対し、けっして配備を許してはいけない。

自衛隊とは日本国憲法に違反した明らかに軍隊であります。武器を持つこと、軍隊を持つことによって国益になるということは間違った考えであります。日本は軍隊が居ったために敗れ、沖縄は多くの犠牲者を出し、悲惨な歴史をつくり、苦難の二十六年間を過ごしてきた。

専守防衛・自衛のための軍隊というがけっして人民を守らず、資本家の生命と財産を守る番犬にほかなりません。かえってそのため二十六年前の如く人民は犠牲と死を強要されます。

誤まちを再び繰り返してはならない。

一、軍用地の再契約を地主は拒否して下さい。

アメリカ軍が出て行っても自衛隊が入ったのでは、アメリカ軍よりも一層仕末が悪くなります。沖縄の青年男女は一番の犠牲者となるでありましょう。

一、デモ規制立法化に断固反対し、紛砕しましょう。

これは本土の破防法に等しく、立法化された後はいくらでも拡大解釈されて使われます。大衆運動を弾圧し、人民の平和を破壊してしまう恐しい法律であります。絶対に立法化させてはならない法律です。

一、軍港湾の働く仲間の闘いに連帯の支援活動を起こそう。

1、米軍は軍港湾労働者の争議に不当な介入を直ちに止めよ。

2、日本政府は軍港湾労働者の正当な要求を認めよ。

軍港湾労働者の争議はこれからも、米軍に日本政府、資本家が肩替わりしても必ず働く者の上には起こる問題であります。働く者の生活と権利を守るために連帯の闘いを起こしましょう。これからの米軍に替るものは日本政府であり、死の商人たちであります。

六十日間の長期にわたり固い結束の闘いを続けている軍港湾の闘争は、今後の労働者の平和な生活と権利を守るための総労働者対総資本家（権力）との闘いといっても過言にならないでしょう。

軍港湾労働者に連帯の支援活動を起こして下さい。

天の御容色を拝するに、いまこの　一大事のとき　事大主義に陥入り、勇気を失うことは、美しい丘、きれいな海と空にかこまれた南国の楽土・郷土沖縄を悪魔の手中に売却することであります。悪魔とは、日本政府であり、一連の死の商人であり、沖縄自民党の連中であります。

自民党は沖縄を観楽地（バクチ場）と軍事基地と軍需工業地にしてしまいます。

いまからでも遅くはない。

県民の希求する平和を築き、明るい豊かな沖縄をつくるために、復帰協・革新共闘会議に団結しよう。

一九七一年七月十四日

毒ガス移送期間中の住民の安全と健康を御祈願しながら軍港湾闘争小屋にて

沖縄・日本山妙法寺（復帰協内）　主任　利根川栄正合掌

毒ガス撤去・自衛隊配備反対・デモ規制法

立法化反対・軍港湾争議支援

県民の団結を訴える祈願断食

日本山妙法寺

被爆26周年

原水爆禁止世界大会

沖縄関係　資料

原水爆禁止沖縄県協議会

沖縄における軍用地接収のあらまし

米国政府は一九四五年四月、沖縄上陸以来今日に至るまで、彼等が必要とする土地を一方的に接収し、その使用を継続してきている。

このように一方的に米国が沖縄の土地を接収してきたその根拠は、対日平和条約の発効前は占領であり、その後は対日平和条約と米国の軍事優先政策である。

対日平和条約の発効は、米国が沖縄の土地を使用するための一大転換をもたらした。

それはこれまでの占領者としての立場から対日平和条約の発効で戦争状態から平時にもどり、戦時法規の適用から排除されることにあった。

そこで米国は沖縄の土地を使用するため、一九五二年十一月一日に民政府布令第九十一号を公布した。

その布令は琉球政府行政主席と土地所有者との間で借地契約を結び、その土地を米国政府が行政府から転借りするという方法をとっているが、両者の結ぶべき契約の内容は米国政府によって示されており、地主は自分の土地を貸すのに地代、契約期間等について一言も自分の意見を発表する機会がなかったわけである。

このように、契約の真志に反し、圧迫を受けた契約を拒否することは地主として当然のことであり、一方的な布令はここに失敗した。

そこで米国は、一九五三年四月三日に民政府布告第一〇九号を公布した。その布令は土地使用令と呼ばれ、強制的に県民の土地を使用、収用することを目的としたもので、米国が強制的に土地を収用した際の損害に対して、いかなる補償を実施するかの規定がなく、不徹底の規定で公権力を行使しようとする米国の基本政策を露骨に表してきた。

そして、一九五三年十二月五日に民政府布告第二十六号が公布され、同布告が公布されるまで米国政府によって使用、占有されていた土地に対して同政府の使用権を黙契によって認めるというもので、法律に認められないような使用権を一方的に地主の黙示の中に契約を認めさせようとするものであった。

更に一九五九年一月十三日に布令第十八号を公布し、一括払いを廃棄し、一九五九年二月十二日には布令第二〇号を公布し、今尚沖縄の土地は米国の必要によって一方的な意示によって接収されるように布令をもって示しており、賃貸料も米国が査定して支払われるようになっていること等、自分の土地でありながら米国が必要とした場合は布令二〇号をもって接収されるという、沖縄県民の権利を無視した軍事優先権民地政策が今尚沖縄には適用されているのである。その布令一二〇号による契約書には米軍が一方的に決めた条文として「合衆国政府はこの契約の期間中その希望により当該土地にいかなる変更をも加え、かついかなる地上物件をも設置する権利を有する。これらの地上物件はすべて合衆国政府の財産であり、合衆国政府はこの契約の期間中これを撤去し又は処分することができる。」となっているように沖縄県民の土地は米軍の一方的な契約条件で使用されている。

軍用地の現況

戦後沖縄の土地は米軍の一方的な軍事優先政策の中で、米軍が必要とする地域は強制的に接収され、不必要とする地域は返還されるというように、米国の意のままにされてきているため、その面積も一定しておらず、変動が多い。

一方、軍用地の開放も基地縮小というように大きく宣伝されていますが、このように米国が不必要とする土地を開放することは、土地代の軽減にあるようだが、一方必要とする土地は、これまで農民が米国からの土地代だけでは生活が維持出来ないため、軍が使用していない軍用地を黙認耕作地として耕作してきた土地を次々と取上げ、軍施設の拡大強化をはかってきている。しかし、これらを取上げることについては一言の宣言もなされず、その面積についても明らかでないだけに大観的に見た場合、沖縄の軍用地が大きく開放され、それにともなって基地縮小がなされているような印象を与えている。

また、これまで開放された土地は沖縄の十五市町村が地域開発に必要な土地として米国にその開放を要求していた五四〇万八九三坪は含まれていないことや、最も大きな問題は開放された土地の大半が農耕地として適せず、中にはコンクリートが敷かれていたり、採石場としてほりとられたり、石ころ地域となっていたり、米軍によってその形態

が変えられ、それを復活するには莫大な費用がかかる地域のみであるにもかかわらず、米国はその復元補償の請求権に対しては放棄されたとして一件もとりあげていないことである。

また、県民に開放したという軍用地は、名目ばかりで引続き米軍が降下演習等に利用し、その被害が続出している地域もあって、不合理もはなはだしい。

特に軍用地の開放が大きく宣伝されている反面、これまでの黙認耕作地は全軍用地の三〇%であったのが、最近では約二五%弱にまで取上げられてきている点にも注目すべきである。そして、それらの土地は、基地の拡張強化として完全に利用されてきていることから沖縄の軍用地の事実的使用評価はこれまで以上に拡大されているといえる。

また、開放された軍用地の使用については、自衛隊の沖縄配備やそれらと連系する軍需産業資本がその買取りに懸命な動きをみせていることなど、沖縄の七二年返還を前にした軍用地開放問題も一面は開放宣伝であり、また一面は日本の軍需産業の手中に入りやすい策動の中で複雑をきたしている。

解放された軍用地の問題点

先にも述べたように、米軍が必要としない土地については次々開放されてきていますが、それらの土地のなかには米軍が占領した当時一方的に接収し、基地建設のために変形変質している土地が多く、開放地域のなかにはその境界を設定することさえ不可能な地域もあって、開放とはいわれながらも事実的にはそれらの境界を設定し所有者を明確にするまでに至っていない所が多い。

また、米軍は基地の安上り維持を計画し、これまで軍事基地として直接使用してきた土地の周囲も軍用地として接収し軍用地料を支払いながら黙認耕作という形で農民に耕作を許してきていたものですが、それらの土地も直接必要部分を残して開放されている所もあります。それらの地域における一例をとりあげてみますと、恩納村安富祖部落近くには米軍の射撃演習場と不発弾処理場があり、その基地を中心に部落までの間、約三、〇〇〇メートルの距離内は黙認耕作地としてこれまで米軍が演習をしない土曜の午後と、日曜日をみはからって農耕し、安い軍用地料の補てん収入を得てきたのですが、昨年この地域は射撃演習場と不発弾処理場の周囲わずかを軍用地として残し、その他は開放されました。米軍の演習は相変らず行なわれ、そこからの流弾や破片の飛来は従来と変らず、自分の土地としてもどってきたものの、その地域に立入りする危険度は何ら変らないため、従来通り米軍の演習をみはからっての農耕しか出来ず、軍用地料ももらえず、危険やそれらに対する保障もなく、だからといって、それらの土地を利用して収入を得ようにも危険でも危険がともなうという状態にある。

また、七二年返還を前にして沖縄の軍用地が大巾に開放され、それにともなって大巾な基地縮小が行なわれるかのような印象を与えています。それは今年六月三〇日までに約一五二万六千三四〇坪の軍用地を開放するという米民政府発表が大きな開放感にとらえられていると思われますが、その開放地を今年六月二九日、日米間で取決められた「沖縄の直接防衛責任の日本国による引き受けに関する取決め」の合意議事録の内容や、安全保障条約第六条に基づく地位協定第二条での返還基地のリストを見てもわかるように〃米国政府が現に使用している設備および用地で沖縄の復帰のさい、またはその全部または一部が使用を解除される〃という基地等を総合的に見てきた場合、それらの開放地で実質的に県民の手にもどってくる土地はわずかであり、そのほとんどが自衛隊に肩代りされるという条件付きの土地であって、自衛隊を沖縄に配備させるために還定された軍用地開放であるとみなさなければならない。

また、それらの土地のなかにはすでに開放され軍用地料支払いが打ち切られている土地もありますが、それらの土地が国有地と隣接しているという条件にある地域においては名目上は開放されていながら今尚米軍の降下やヘリ、戦車訓練に使用されている所もある。一方沖縄返還にともなって問題視されている函頭村のVOA施設用地等のように開放された場合には地主をはじめ村財政がその影響を受けるというように開放されたら困るという全く変った様相をもっている地域もある。それも長い間軍事基地に依存した財政から脱却することができず、開放された場合の高度利用計画を有していない一部市町村にはそのような状況もあって沖縄における軍用地問題はただ表面だけをとらえていくわけにはいかない。また、返還協定に基づく基地リストのなかには七ケ所国も布令二〇号による手続きをふまない、いわゆる許可制の年次契約（市町村と軍との直接契約）があり、その七ケ所の地域のうち五ケ所は一九七一年七月一日から契約を解除し完全な民有地であるにもかかわらず、その地域まで返還協定に軍用地リストにあげてあることや、残る二ケ所も地域住民としては契約反対であるにもかかわらず、該当市町村では更新契約を結んで

いるという県民無視の謀策がある。また、軍用地としても一度も契約をしたことのない地域を米軍が公然と演習に使用している地域もあつて、それらの地域で起きている諸問題をもつと具体的に把握し、それぞれの地域条件に相似する軍用地の高度利用計画を速急に樹立し、その計画を推しすすめる課程で軍用地の再契約を拒否し、二度と軍事に土地を提供しないための運動とともに、返還されれば現在の黙認耕作地は本土の〃農地法〃から除外されるという本土政府の沖縄に対する施政のあり方等、布令二〇号の問題や自衛隊配備にかかわる基地拡張条件ということ等をもつと具体的に研究し、七二年返還を前にして起きている複雑なおもわくを一つ一つ解決していくことが、基地撤去を実現し、二度と軍事基地をつくらさない運動の質的前進であるといえよう。

最近における米軍基地の主な動きと恐るべきその実態

△核兵器のシステム強化について

一九六一年三月十三日米軍は〃沖縄の四ケ所にメースB基地を建設する〃と発表し、一九六二年十月にはそれが配置され、それ以来沖縄の〃核〃といえばメースBに主眼がおかれてきた。

しかし、そのメースBも一九六九年十二月三〇日を期して解団され、現在はメースB弾頭が撤去されたあとの発射サイトを残すばかりとなつている。

このメースBは沖縄に配置された当初から必ずしも全サイト（一基地八サイト）が核弾頭付きだったとは言いきれないものがあり、たゞ抑止力としての基地に重点が置かれていたことは、当時の基地形態や国際的情勢から判断することができますが、一九六六年十月ベトナム戦争が激化していくなかで宜野湾市普天間に全世界に十六ケ所しかないといわれている地上局、軍事衛星通信局が開設され、沖縄　も世界的な軍事通信機構のなかに組み入れられた。その開設と併行してメースB基地のシステムが全面的に強化され、これまでメースB基地に見当らなかった鉄塔のレーダーが新設された、そのシステム強化とともに沖縄のメースBが初めて〃核弾頭付き〃に置き替えられたと伝えられている。

このシステムの強化というのは、これまで四ケ所の基地にはそれぞれ基地司令官が一人づついて、万一の場合は米本国の司令を受けて、その基地司令官の命令でメースBの発射が可能な仕組みになっていたが、この宇宙局が開設されると同時に、各基地に新設されたレーダーは普天間の第九軍司令部内の司令室に直結されるようになり、宇宙局のレーダーは高度な電波装置が設けられ、メースBの発射司令系体も四ケ所の基地を統合して第九軍司令部に置かれるようになり、沖縄における核の司令系体が大きく変化し、メースBがまぎれもなく核弾頭を装備していることを実証したのである。

そのメースBが撤去されたということで一九七〇年以来沖縄における核の有無が問われ、いろいろの見解と論議を呼んでいます。

そのような情況のもとで、一九五九年一月以来沖縄に配置されてきているナイキ・ハーキュリーズについては多数の人々が関心を寄せていないことに特に注意せねばならない。それはナイキ・ハーキュリーズとメースBのもつ兵器としての利用度とその貯蔵管理に若干の相違はあつても、日常の管理上からした場合その安全度というのは比較にならないところがあり、ナイキ・ハーキュリーズに対する危険感というのは高くなければならないが、ナイキ・ハーキュリーズが通常兵器同様にみなされていることは最も危険なことであると同時に、日米両政府がかくしたがり、表明に出てくることをおそれていることに同調しているとみなされても仕方のないことであり、日米両政府にとつてはこの上ない好都合なこととといえる。

一方、これらの核兵器の貯蔵、補給、運搬体制（航空機、通信レーダー）については部分的な評価しかなされておらず、核をとりあげる場合のそれをとりまく総体性には大きく欠けてきていることも、日米両政府の理屈と核かくし政策に協力しているようなものであり、核兵器を論議するまでには至っていなかった。それが沖縄の核基地としての存在をあやまらせ、核兵器に対する見解さえあいまいな方向へと日米両政府のペースで巻き込まれてしまっているといえる。

そのように核に対する見解が部分的にのみ論ぜられている間は、いくらでも核をかくし、糊塗することができるということは、われわれが最も重視せねばならない問題である。

また、いくら核兵器が沖縄に貯蔵され、配備されているといわれようと、その弾頭なる実物を見ない限り信用しないというのが日本政府の通用語である。

その弾頭の実物を見る機会を得るというよりも、それ自体の運搬体制、管理体制等も十分心得るということが最も重要であり、それを知らない限り一号線道路や那覇市内を核運搬してもわかるはずがない。また核基地として証明し得るにもそれに関連する条件をそろえることによつて立証できるものであり、今日までのように核兵器の問題についてはその弾頭のみにとらわれすぎて、核基地を組みたてる他の条件についてはふれられても核に関連させることができず、その部分的な一基地としかとらえられていないところに日進月歩を遂げていく核体制におぼつかない点があり、核兵器に対する認識すらうすらいでいくのである。

そこで核兵器といわれる兵器の種類は数知れない程のものが開発され、その破壊力においても使用目的やその機能によって一様でなく、一キロトン（広島型の1/20）という最小型からメガトン級までのものが配備され、今やペガトン級核兵器すら開発されようとしていることは承知の通りでありますが、沖縄にはそれらのうちの戦術核兵器のほとんどが貯蔵されているとみなさなければならない。それはいろいろの条件をもっていえることですが、紙面をもってここで言いつくすことは困難であるため、その中で最も重視せねばならないナイキ・ハーキュリーズについて簡単にのべ、最近における基地の動きの一つとして報告します。

沖縄のナイキ・ハーキュリーズは一九五九年一月に開設され、沖縄本島十六ケ所にその基地が建設された。（発射基地八、誘導レーダー基地八）、そのナイキ・ハーキュリーズもこれまで核とか非核という論議を呼びながらも今だにその答は明確でない。

しかし、一九六九年七月の米下院歳出委軍事建設小委員会で、「米国のアジアにおける基地の再検討」が行なわれ、それに基づくかのように、沖縄のナイキ・ハーキュリーズ六基地（発射基地三、レーダー基地三）とホーク・ミサイル三基地が廃棄され、更に編成替えが行なわれて沖縄のナイキ・ハーキュリーズ基地は十基地（発射五、レーダー五）になっている。しかし、アメリカがいっているように〝それ〟の基地が撤去されたからとて沖縄の基地機能が低下することはない〟という発表はその通りである。

それは従来のナイキ・ハーキュリーズは通常兵器で占められていたものを、その六基地の撤収で通常兵器のなかに核弾頭付きが組入れられたためその六基地の機能を補強するに足りたといえる。その核弾頭付が組入れられた時点でそれらの誘導レーダー施設が改設強化されたことでもそれを裏付けることができる。

最近では、そのナイキ・ハーキュリーズが全面的に核弾頭付きに置き替えられつつある。それは今後の動きが重要であるがすでにそれを裏付ける建設工事がすすみ、一部は完成している。

その裏付けとなる条件の一部としてナイキ・ハーキュリーズ基地の発射台（ランチャー）が核弾頭付に切り替えられていることと、最も重視せねばならない誘導レーダーと通信、更に司令系体が強化されている点にある。

そのレーダーというのはこれまでの誘導レーダーに加えて高度な電波を利用した鉄塔型の円心レーダーが新設され、メースBの司令系体と同じようなシステムが開設されつつあるところに大きな変化が予想される。特にレーダーによるシステムの強化は核兵器の存在を裏付ける何よりの証拠であり、沖縄の核抜きがうたわれている中で、一方ではそのように基地機能が核を中心にますます強化されている。

また、ナイキ・ハーキュリーズと関連することとでは、自衛隊の肩代りである。これまで述べてきたようにナイキ・ハーキュリーズをとってみても沖縄の核体系は強化の一途にあり、核強化による兵員の縮小、軍労働者の縮小がはかられていますが、そのように核体系が強化されていくナイキ・ハーキュリーズ基地を自衛隊が肩代りすることは、まぎれもなく自衛隊の沖縄配備と同時に核体系の中に組み入れられることになるのはだれも否定できないだろうし、自衛隊がその引金をにぎらなくても、自衛隊が核体系の中に組み入れられることはないという証拠を立てるには何もないといえよう。

結局、沖縄基地のもつ陸、海、空、海兵から核兵器に関連する一切のものをとってのけた場合、そこには何も残るものがなく、沖縄基地の機能は〇に等しくなるといえる。したがって沖縄の核抜きは基地の完全撤去をもつてのみ証明しえるのである。

空軍保安部隊が統合し、海兵隊による保安部隊が新設

嘉手納基地内にある保安航空団麾下の第六九二七保安大隊が、これまで恩納村万座毛に基地をもって空軍の保安を担当していましたが、その大隊が六月初めに嘉手納基地内の保安航空団に統合された。

その後を継いで六月七日付をもって第三海兵師団第九水陸旅団に属する偵察大隊（キャンプ・シュワーブ在）が新しくその任に当っている。

この保安部隊の任務は、偵察機や情報収集艦から送られてくる情報を受け、それを整理分析し、指令を出し、必要な情報を上級司令部やハワイ、ワシントンに伝送する任務と、共産圏や中国等約四〇ヶ国といわれる諸国と同盟諸国の電波を傍受し、敵に機密がもれないような対策をとるところのいわゆる保安任務、更に軍事通信用電波や放送を傍受し、敵の機密をキャッチする情報活動をする部隊で、そこには高度な通信技術や、電子工学、暗号、解毒等を身につけた将校クラスと一般の専門家が任務に当っていて、基地内の機密保全は特別厳重な基地とされていた。

それが今度、空軍から海兵隊に引き継がれたことは、今後の沖縄基地をはじめ、アジアにおける米軍の作戦に大きな影響を与えるものであることはいうまでもない。

それは沖縄基地が今後海兵と海軍によってその主力が占められていくことと、空軍において嘉手納基地を根拠にして日夜共産圏のスパイ活動をしているSR71電子偵察機を中心にその保安活動を強化していくことを意味するものであり、沖縄基地の動向がここに明確に示されてきたといえる。これらの動きについては、最も慎重に分析するとともにアメリカが七〇年代の戦略計画を海上のポラリス、ポセイドンに置いていることからしてもそれらの計画が沖縄を根拠にして展開されていくことも含めて今後の沖縄基地の動向というのを高い次点から調査分析していく必要がある。

以上述べた二点については沖縄基地の今後の動向を示す点で最も重要なことであり沖縄の基地全体がそれらの機密のベールの中で活動していることを認識し、基地縮小や米兵の撤退、自衛隊の沖縄配備という複雑な情勢にあるとはいえ、それらの重要な問題を見のがすことはできない。これを見のがすことは、今後の沖縄基地問題に取組んでいく上でも大きなあやまちを起こす結果になりかねないので、戦後沖縄に米軍基地が建設されて以来かづてなかったこのような大きな問題を積極的に究明し、その斗いを強化していかねばならない。

△ 自衛隊と沖縄

沖縄の返還という言葉は今や消え去り、それに変って自衛隊配備と、米軍基地の動向が政治、経済問題の焦点となり変ってきた。

その自衛隊の沖縄配備も内外の策動が異変し、自衛隊の沖縄配備の目的についても、日本政府は、災害復旧や、救難作業等、県民の生活に直接影響する耳ざわりのよい文句をとりあげ、軍事面のことはひかえぎみに出してきている。このことは、とりわけ、県民感情をやわらげる宣伝と工作を前提にして県民の思想緩和をはかり、それを舞台にして実質的な自衛隊配備を何の障壁もなく進駐しようとするものであり、その作戦はもはや県民が感知しない間におそいかかっている。

それは観光にみせかけたポスターによる軍国主義思想の啓発、戦史研究、戦跡地めぐりを口実とした自衛隊PR活動、軍楽隊を派遣しての奉賛演出、元自衛隊員を一般企業へ転入させての啓発、慰霊祭を名目にした観光団の自衛隊思想の宣伝と軍国主義思想普及、日の丸をはためかした自衛艦のひんぱんな寄港、自衛隊機の飛来、カッコいい制服自衛隊を見せつける街頭遊説、戦跡地を復旧して観光化した軍国主義思想の普及、沖縄出身隊員の帰郷を利用したPRや、高職者や、団体役員との緊密な接触による感情のなれあい、自衛隊員家族を自衛隊機でもって本土観光をさせていること、日本政府高官の来県を利用してヘキ地市町村や自衛隊配備予定の該当市町村への特別援助金の交付取付けや、財界人との懇談会開催での感性のなれあい、自衛隊志望者の身元調査を行政府、市町村役所の一部機関が行なっていることからの感覚緩和というあらゆる方法、手段が沖縄で現に行なわれているその現実をし

かとみつめ、沖縄の将来にくいを残すことのないよう、自衛隊問題を自分の問題として取組んでいかねばならない。その認識と斗いが反戦平和の斗いであり、琉球処分をくい止める唯一の斗いでもあるといえる。

しかしながら、自衛隊の沖縄配備に向けられた斗いは不充分といわなければならない、自衛隊の沖縄配備に対して自衛隊幹部は〃緑と常夏の沖縄を〃沖縄で反軍斗争が起きるのは米軍が居るからであり、われわれの自衛隊が中にはいればうまくおさまる〃を誘い語にして沖縄配備隊員の工作を行なっており、中曾根元防衛庁官は〃声なき多数の沖縄県民は自衛隊配備に反対していない〃ことをくり返し強調し、沖縄県民の戦争否定、軍備反対という心の底にひそむ根強い真の県民意志を知らなすぎる発言や行動をしている。

そのように権力をタテに、沖縄県民の真の心境を無視した自衛隊の沖縄配備計画は、県民不在の政策であり、そのような日本政府の陰謀はやがて、戦争に反対し、平和を求める県民を追放し、沖縄をして軍国主義復活への全県民一致のベールに仕立てていこうとするものであって、大変危険な方向へと進んでおり、許してはならない問題である。

また、自衛隊の沖縄配備によって起こり得ることは軍備は当然なことながら、一般県民に及ぼす心理的、物理的被害も増大することは必至である。現在でも狭い沖縄の陸地の上では、米軍車輛が約六万台、県民の車輛が約十万台という車がところ狭しと走り、それによる交通事故の数も毎年増加してきている現状に、更に自衛隊の軍用車自家用車、自衛隊とパイプを一つにする資本側の車輛の増強等で起きる県民に与える致命的事故は想像を絶するものがあると同時に、軍隊という支配権力と思想は、これまでの米軍相手から更に日本軍という二重の圧力、弾圧がおそいかかってくることになる。それらから派生する諸犯罪をはじめ、県民のための県民政治に及ぼすはかり知れないゆがめられた政策の強要等、直接県民に与える悲観点問題が大きな波をつくっておしよせてくることになる。

自衛隊配備によって軍事的被害の他に前述のような予測できない事態が沖縄全島にはびこってくることを充分認知し、それらの暗雲と対決した斗いがいわゆる、島民を守る斗いであり、自分を守る斗いであるといえよう。

沖縄違憲訴訟（原爆医療法にもとづく医療費請求事件）

原子爆弾の投下によって敗戦をむかえた日本は終戦とともに日本の領土であり、日本の国民である沖縄の施政を敗戦の代償として米国に売り渡し、沖縄県民をして他国民扱いにし、その中でも同じ日本国民であり、同じ原爆被爆者である沖縄在住被爆者は本土においては昭和三十二年に原爆医療法が立法され、不十分ながらも被爆者に対する医療保障がなされたにもかかわらず、沖縄の被爆者は日本国民として、日本国憲法の適用を受けることもできず、ひたすらその差別を受け、異民族施政という異常とその暗い社会の片すみで人知れぬ苦悩を続けてきた。

そのような日本政府の違憲を許しては沖縄の被爆者に限らず全県民が日本政府の差別から脱却し、真の人間回復をかちとることは困難であるということと、アメリカの核基地のなかで生活する原爆の実体験者　としてそのような日本政府の政治姿勢を許しておくことは三度原爆被爆者を地球上につくり出す結果になりかねないという立場から、沖縄在住被爆者五人が結集し、同じ日本国民でありながら、日本国憲法を適用しないことは憲法違反であるという理由で国を相手どって違憲訴訟を提起したのである。

そして一九六五年九月九日の訴訟提起以来これまでに三十二回の公判が開かれていますがその間に原告の真喜志津留子さん、翁長生さんらが出廷し、東京地方裁判所法廷で原告人としての訴言を行なう等その運動の一面の推進ははかられてきた。

しかし、それらの運動も被爆者の体力的経済的弱さということと、社会的にまだまだ理解されていないことも相まって原告自らの力でそこまでもってくるにはとうてい不可能であり、これまでの運動もこの訴訟の原告弁護団の献身的な努力と本土、沖縄を結ぶ諸団体の支援によってなされてきたというのが実情で、その運動もある部分的な活動者のみに理解されているにすぎず、この訴訟事件のもつ意義がまだまだ全県民に理解されていないようである。

この訴訟は単に原告五人の問題ではなく、違憲としてとりあげたところの大きな人権回復の意義は戦後二十六年も日本国憲法下におかれなかった全県民の問題であると同時に軍国主義を復活し、核武装をもくろむ日本政府のあやまった政策を反省せしめる重大な斗争である以上、この訴訟のもつ真の意義を全県民的にとらえ、原告五人を包む広範な斗争が必要であり、七二年返還によっておしよせてくる日本政府のいかなる権力や謀略にもめげず必勝を期して斗い続けていくことが原水爆禁止運動のもつ大きな課題であり、日本政府のたくらむ第三の琉球処分を阻止する斗いにも通ずるものと思われます。

次に参考までにこの違蓋訴訟の訴状の写しを添付致します。

訴状

沖縄県那覇市字真嘉比九三
原告　丸茂つる
沖縄県浦添村字大平二五
原告　謝花良順
沖縄県那覇市樋川一一四
原告　翁長生
沖縄県那覇市寄宮二八四
原告　真喜志津留子
沖縄県那覇市寄宮二八三
原告　真喜志オト
右訴訟代理人弁護士
別紙記載のとおり
東京都千代田区霞ケ関一ノ一
被告　国
右代表法務大臣　石井光次郎

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律にもとづく医療費請求事件
訴訟物の価格　金三十万二千四百八十八円
貼用印紙　金　円

請求の趣旨

被告は、

原告丸茂つるに対し、金二千八百八円

原告謝花良願に対し、金五万　円

原告翁長生に対し、　金九万六千　円

原告真喜志津留子に対し、金十万三千六百八十円

原告真喜志オトに対し、金五万　円

および、左訴状送達の日の翌日より完済に至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

との裁判を求める。

請求の原因

一、原告等は、いずれも沖縄県に居住する日本国民である。

二、原告等は、いずれも原子爆弾の被爆者である。

すなわち、

(一) 原告丸茂つるは昭和二〇年八月六日、午前八時一五分、広島市吉島町所在の南大橋（爆心地より一・八粁）を通行中、アメリカ軍の投下した原子爆弾の爆発のため、両眼、顔面に火傷を負い、両耳は、腐れ落ち、顔面はケロイドのため醜くなりまた両眼の力はなくなった。

(二) 原告謝花良願は、右日時広島市内の第二陸軍病院（爆心地より二・四粁）に入院中被爆し、腰部にガラスの破片が多数入る重傷を受け以来の腰の痛みがつづいている。

(三) 原告翁長生は右日時、自宅より登校中広島市比治山（爆心地より二粁）で被爆し、以来、心臓が動悸するなど、健康状態が良くない。

(四) 原告真喜志津留子は昭和二〇年八月九日、午前一一時、長崎市恵比須町所在の大同生命長崎支社（爆心地より二・六三粁）で執務中、アメリカ軍の投下した原子爆弾の爆発による放射能、熱線を受け、以来、疲労が激しく、病弱体になった。

(四) 原告真喜志オトは、右日時、長崎市本原町の自宅（爆心地より約一・五粁）で、被爆し、そのため皮膚に赤い斑点ができ、口、鼻から出血し、頭の毛がぬけるようになった。

三、(一) 原告等は、前記傷害疾病のため、自費で医師の治療を受けた。

(二) 原告丸茂つるは、昭和二一年一〇月、沖縄に引揚げ、各地の病院で治療を受けたが、昭和三九年四月より昭和四〇年までの間に那覇市牧志町の稲福医院で、気管枝炎の治療を受け、金二千八百八円を支払った。

(三) 原告謝花良願は、昭和二三年一一月沖縄県今帰仁村に帰り、昭和三四年七月四日、那覇市壺屋の浜松病院で腰部に入ったガラス片の摘出手術を受け医療費として、金五万円を支払った。

(四) 原告翁長生は、昭和二二年七月沖縄県那覇市に帰り、以来、心臓の動悸が止らないので、那覇市の那覇病院で通院治療を続けており、昭和三二年四月一日より現在までに金九万六千円を支払った。

(四) 原告真喜志津留子は昭和二一年一一月沖縄へ帰ったが、激しい疲労がとれず、以来那覇市寄宮の大浜病院へ毎月一、二回通院し昭和三二年四月一日以降現在まで合計金十万三千六百八十円を支払った。

(四) 原告真喜志オトは昭和二一年九月沖縄へ帰ったが、心悸亢進のため、那覇市壺屋町の屋富祖医院へ通院し治療を続け、昭和三二年四月一日以降現在まで金五万円を支払った。

四、ところで「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（昭和三二年法律第四一号）（以下原爆医療法と略す）第一四条第一項によれば、

「厚生大臣は被爆者が緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは医療の給付に代えて、医療費を支給することができる」

とある。

この規定は単なる自由裁量規定ではなく、原告等のように、その居住地に指定医療機関が存在せず、また本土の指定医療機関で治療を受けることが極めて困難な立場にある者に対しては、その受けた医療について、医療費を支給すべき義務があることを定めたものと解すべきである。

五、したがって、原告等が受けた前記医療は、原爆医療法第一四条第一項の緊急その他やむを得ない理由により医療に該当することは明らかである。

そこで、原告等を含む沖縄在住の被爆者等は、日本政府に対し、その支払った医療費の給付を要求したが、国は、その要求に応じない。

六、日本国民は法の下に平等であり、差別されることが許されない以上、沖縄県に居住する被爆者も、本土の被爆者と同様の保護を当然、受ける権利があり、原爆医療法が適用されることは言うまでもない。

また、その実施についても、本件のような金銭給付は沖縄における国権の行使行為そのものではなく、その履行は可能であるものは勿論、琉球政府にその施行を委任するという方法によっても実施は可能であり、他に幾多の実例も存在している。

七、よって、原告等は原爆医療法第一四条第一項により請求の趣旨記載のとおり判決を求める。

昭和四〇年九月九日

原告等代理人
別紙のとおり

東京地方裁判所　御中

昭和四〇年(ワ)第七八二一号

原告　丸茂つる　外四名
被告　国

昭和四〇年一二月一日

被告指定代理人
小林定人
藤堂裕
鹿内清三
網代毅
岡田全康

答弁書

請求の趣旨に対する答弁

原告らの各請求を棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

第一項　原告らが沖縄に居住する日本国民であることは認める。

第二項　原告らがいずれも広島市または長崎市に原告ら主張の日時に投下された原子爆弾の被爆者であることは認めるが、原告らの被爆の場所については不知。

原告らの症状については、昭和四〇年三月から四月にかけて日本国政府（総理府特別地域連絡局）が行なった医学的調査の結果によれば、大要次のとおりである。

(一)　原告丸茂つる　左顔半面および四肢にやゝ広汎な火傷痕があり、左眼外側角は、軽度に左方に引張られている。左耳朶は、瘢痕化し変形化している。全身状態は可良で、その他著変なし。

(二)　原告餅花良願　栄養可良。背部にケロイド（中等度）あり。背部一面に多数の傷痕が認められ、その部の皮膚は膨隆し、褐色となっている。第一一胸椎右側に拇指頭大の圧痛がある。硬度弾性欠、移動性例門　れた腫瘤一個あり。胸腔内外に異物残留が認められる。一五横指幅肥大の肝臓あり、硬度欠。圧痛軽度証明す。

(三)　原告翁長生　頭部、背部に広汎な火傷痕がある。下部胸椎に叩打痛、膝蓋腱反射左右ともに亢進、両下肢に錐体路徴候を認める。上肢は神経学部的に正常。外傷によるかもしれない腰椎疾病がある。

(四)　原告真喜志津留子　栄養中　脈博七〇　整　心音純　心濁音路正常、心臓ノイローゼ、高血圧、他に特別の所見を認めない。

(五)　原告真喜志オト　栄養やゝ低下。一横指幅肥大肝臓あり、硬度やゝ増強、圧痛なし。両下肢に錐体路徴候が認められる。脳神経異常なく、心音純。脳動脈硬化。その他外診上著変なし。

第三項　原告らの受療状況は不知。

第四ないし第六項　争う。

被告の主張

原告らは、本件訴訟において原爆医療法第一四条に基づいて医療費の支給を請求されるが、同法は、沖縄および沖縄に居住するその住民に適用されていないから、原告らは、同法に基づく請求権を有しない。

以上その理由を説明するとともに、併せて沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して日本国政府のとっている救済措置の概略にもふれることにする。

一、沖縄および沖縄住民の地位

日本国との平和条約三条によれば、沖縄を国際連合の信託統治制度のもとにおく提案が可決せられるまで、合衆国は、沖縄の領域及び住民に対して、行政立法及び司法上の権力を行使する権利を有する趣旨が定められている。この結果、沖縄は、依然日本国の領域に留まり、その住民は、日本国民ではあるが、これらの地域および住民に対しては合衆国が施政権を行使することとなった。従って、日本国は、潜在主権を有するにすぎず、これらの地域および住民は、日本国の施政権の行使の対象から外されるに至ったのである。

二、原爆被医療法は、沖縄に居住する沖縄住民に適用されない。

沖縄は右に述べたように日本国に潜在主権はありながら、その施政権は合衆国に属するという特殊の地位にある地域であるため、わが国の法律が沖縄に居住する沖縄住民に適用されるか否かは、それぞれの法律の定める内容に応じて決定されなければならない。そして法律のうちには、当該住民の居住地におけるわが国の施政権の存在を必ずしも前提としていないと認められる内容のもの（たとえば、国籍法など）については、反対の明文の規定のない限り沖縄に居住する沖縄住民にも適用があるといえようが、他方、その如きな内容の法律ではたくわが国の施政権の存在を前提とする事項を定めるような法律（特に行政関係法規）については、当該法律が特に沖縄住民にも適用する趣旨で制定されたもの（たとえば、職場病者職没者遺族援護法など）でない限りその適用がないものと解さざるを得ないのである。けだし、平和条約三条により沖縄及びその住民に対する行政、立法及び司法の権力、つまり施政権は合衆国に属し、日本国はこれを有しないことと定められているのであるから、日本国の法律は、沖縄に対する施政権を前提としない性質のものであるが、或いは特に沖縄住民に適用を及ぼす趣旨で制定されたものでない限り、その適用を否定せざるを得ないことは当然のことだからである。

しこうして原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下原爆医療法という）には特に沖縄住民にも適用する旨の規定がなく、また規定の趣旨、体裁からしても右のような趣旨で制定せられたものと解することはできないのである。かえって同法は、日本国の施政権の及ぶ地域に居住する者に対してのみ適用する法律（属地法）であると考えるべきである。即ち、原爆医療法は、広島市および長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が施政権の及ぶ地域内に居住する「被爆者」に対し健康診断、それに基づく指導および医療を行なうことにより、その健康の保持および向上をはかり、もって日本国の施政権の及ぶ地域内に成立している地域社会の福祉の維持、増進を目的とする社会保障法であるというべきである。

以上のことは

1. 同法が居住地もしくは現住地の都道府県知事に申請して、被爆者健康手帳の交付を受けた者（「被爆者」—同法二条　三条一項）のみを健康管理および医療の対象としていること。従って、日本国の施政権の及ぶ地域内に居住もしくは現在しない者は、同法にいう「被爆者」になり得ないこと。

2. 同法は、「被爆者」に対する医療給付とともに都道府県知事の毎年行なう健康診断およびその結果に基づく指導等被爆者の健康管理の措置を定めているのであるが（同法四条、六条、七条）、これら都道府県知事の行なう健康診断および指導は、日本国の施政権の及ぶ地域に居住もしくは現在する者に対してのみ行なうことが可能であること。

3. 同法は、前記の如き諸権限を直接都道府県知事の権限と規定しているほか、厚生大臣の権限と定めているものについても都道府県知事にのみ委任することができる旨規定し（同法二一条）、その他の者（たとえば琉球政府の当局）に委任することは認めていない。従って、たとえば、医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ当該負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けることを要することになっているが（同法八条）これもいうまでもなく日本国の施政権の及ぶ地域に居住もしくは現在する者にしてはじめてなし得ることである。

等よりみても明らかであると考える。

以上述べたとおり、原爆医療法は、沖縄に居住する沖縄住民には適用されないのであるから、原告らは、同法に基づく健康管理および医療を受け得ず、従って本件医療費の支給の請求権を有しないものといわねばならない。

三　原告らは、具体的医療費請求権を有しない。

原告らは、本件訴訟において被告に対して直接医療費の支払いを請求されているが、原告らが原爆医療法に基づく健康管理および医療を受けうるか否かの点はしばらく措くとしても、原告らは、いまだ右金員の支払いを求める権利を有しない。即ち、原爆医療法による医療費請求権は、同法二条により被爆者健康手帳の交付を受けた「被爆者」が、同法八条の定めるところにより当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚正大臣の認定を受け、しかも、緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の者から同法七条二項各号に規定する医療を受けた場合において、所定の手続により医療費の支給を請求し、厚生大臣が必要があると認めて支給決定処分をしてはじめて具体的な金銭債権として発生するものであって、かような手続を経る以前においては「被爆者」といえども直接被告に対して医療費の支払いを請求する権利を有しないのである。原告らは、本件請求に依る受療当時はいずれも被爆者健康手帳の交付を受けた「被爆者」ではなく、また当然当該負傷又は疾病につき同法八条の厚生大臣の認定を受けておらず、従ってまた厚生大臣の医療費の支給決定を受けていないのであるから、被告に対して直接医療費の支払いを求める原告らの本訴請求は、この点においても失当といわなければならない。

四　沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して日本国政府のとっている救済措置

以上は、原爆医療法の解釈について述べたのであるが、日本国政府としては、沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して原爆医療法に基づく健康管理および医療を受け得ないからといって、そのまま放置して無為に過してきたわけではない。即ち、日本国政府は、昭和三九年一月沖縄住民から原子爆弾被爆者救援の要請もあったので、自来外務省を通じて合衆国政府と折衝を続けたところ、昭和四〇年四月五日日本国政

府総理府特別地域連絡局長、同厚生省公衆衛生局長および米国民政府の承認を受けた琉球政府厚生局長との間に沖縄在住原爆被爆者の医療問題に関する了解覚書が成立した。この了解は、沖縄住民であって日本本土に居住するならば、原爆医療法による給付を受ける資格のある者（以下申請者という）の要請に応ずるためになされたものであって、大要次の如きものである。

1. 日本国政府が沖縄に対して行なう毎年の技術援助計画の一部として、日本国政府は、適当な人数の医療専門家である医師および補助員を派遣し、申請者の充分な医学的調査を実施する。
2. 申請者が日本国政府、琉球政府間の協議により原爆医療法に定める「被爆者」である旨決定され、かつ、医学的調査の結果同法の適用地域において同法七条一項の適用を受けうる者であるときは、その者を必要な治療を受けさせるため患者として日本本土に送る。
3. 日本国政府は、患者が送られるべき医療施設を決定し、同法に規定されている入院加療を含む必要な医療を供与し、患者に対する医療費および必要な医療手当を支給する。そして右医療、手当等は、日本本土に居住する患者に与えられるものを下廻らないものとする。
4. 日本国政府は、右患者の沖縄、日本本土間の往復の旅費を支給する。

日本国政府は、右了解覚書に基づいて、昭和四〇年三月三〇日から四月二九日までの間、沖縄において行った原子爆弾被爆者に対する医学的調査の結果に基づき、原爆医療法七条一項に該当する患者に相当するものと認められた一三名のうち、本土で治療を希望する原告九茂つる、同謝花良頌を含む一一名の患者を日本本土の病院で治療することになり、同人らは、同年九月二六日広島または長崎原爆病院に収容されたが、これらの者のうち七名は、すでに軽快および治癒退院し、現在四名が入院加療中である。

また、日本国政府は、右指置に加えて、さらに沖縄に居住する原子爆弾被爆者全員を対象として日本本土の「被爆者」に対すると同様の取扱いが沖縄においてもなされるようその具体的手続、方法等について目下米国民政府および琉球政府と協議を行なっており、合意が得られ次第実施に移す予定である。

知花、多幸山、東恩納地区弾薬貯蔵施設

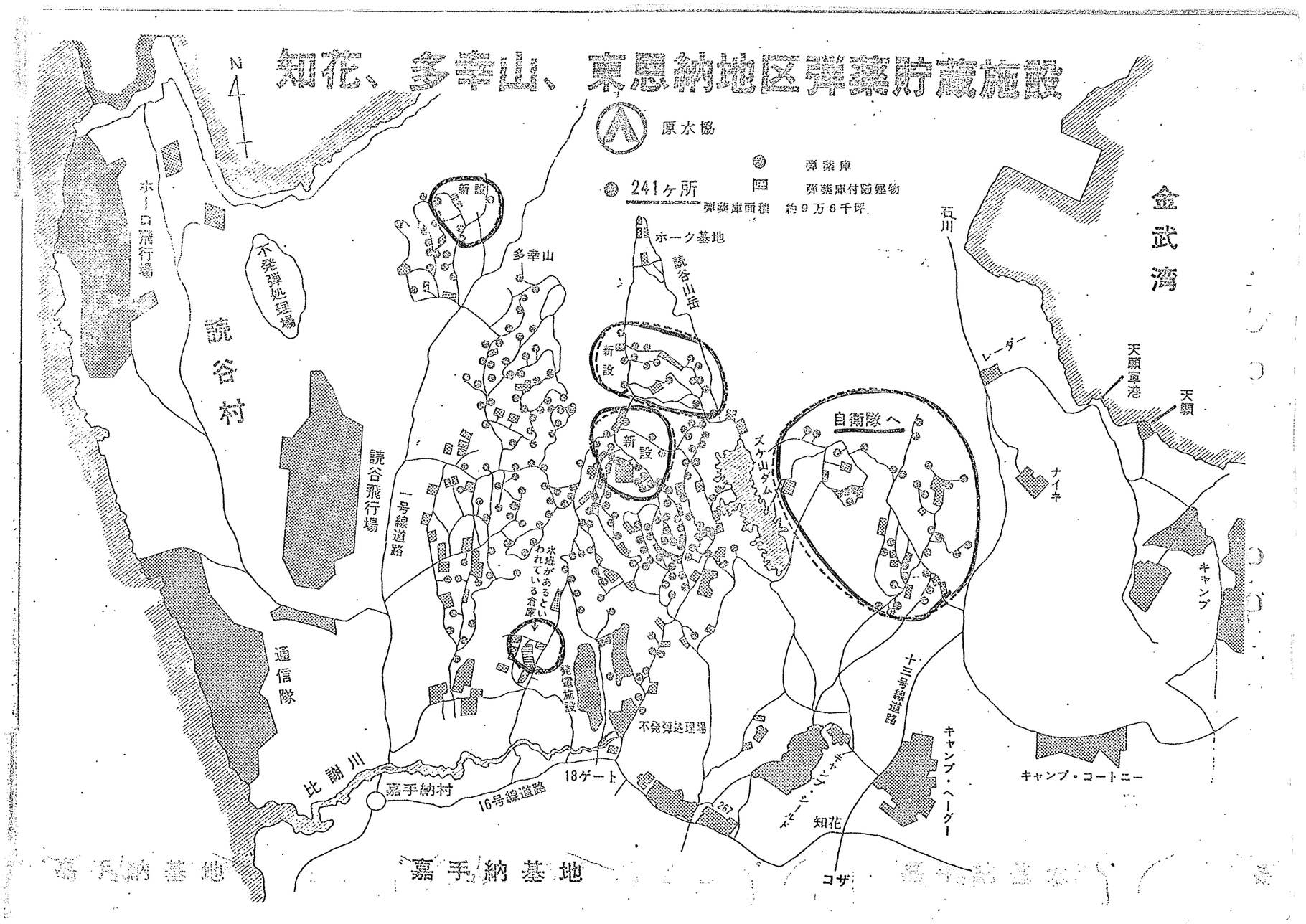

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

秘密標記（赤色）

秘

第584号

昭和46年9月30日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）

返還協定基地リスト（県労協・原水協作成）

引用公・電信
日付・番号

標記資料1部別添送付する。なお、本資料の取扱いにつき特に御配慮願いたい。

別添資料添付なし

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：

本信写送付先：

配付先：

首席事務官
総務
沖
渉外
漁
科学
経済調整
経
力
局

今着 謝受信班 46.10.1

GA—3—1

在外公館

2591